千葉市立青葉病院院内保育所業務公募型プロポーザル実施要項

１　趣　旨

この要綱は、千葉市立青葉病院における院内保育所業務を委託するにあたり、委託業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

２　委託の概要

（１）名称

千葉市立青葉病院院内保育所業務委託契約

（２）発注者

千葉市病院事業管理者　山本　恭平

（３）業務内容

　　ア　千葉市立青葉病院院内保育所業務仕様書(以下「仕様書」という。)に記載の業務

　　　　（概要）

　　　　　・保育実施日　土日、休日を含む全日

・保育時間 　原則午前７時３０分から午後７時００分まで

※水・金は延長保育実施（午後７時００分から午後９時００分まで）

※火・木・日は夜間保育実施（午後７時００分から翌日午前７時３０分まで）

　　　　　・定　　員　　３０人

※児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第４条第１号及び第２号に規定する乳児及び幼児

　　イ　委託業者が本プロポーザルにおいて提案を行った業務

（４）委託期間

令和６年４月１日～令和９年３月３１日まで

　　　　※ただし、令和６年３月３１日までの間に、現受注者から業務の引継を受けること。また、当該引継に要する費用は、全て新受注者が負担すること。

（５）委託金額の上限（消費税及び地方消費税相当額を除いた額）

１３４,２７４,８００円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※これを上回る見積金額による提案は採用しない。

３　公募型プロポーザル実施スケジュール

令和５年８月１０日（木）　　公告（応募申込書受付開始）

令和５年８月１０日（木）　　実施要領についての質問受付開始

令和５年８月１７日（木）　　実施要領についての質問締切　午後５時まで

令和５年８月２２日（火）　　実施要領についての質問回答

令和５年８月２５日（金）　　応募申込書提出締切　午後５時まで

令和５年８月２９日（火）　　参加資格確認結果通知（参加者へ仕様書等配布）

令和５年８月３０日（水）　　現場説明会（希望者のみ）

～９月１日（金）　　参加人数３名以内（午後のみ）

　　令和５年９月　６日（水）　　質問受付開始

令和５年９月１３日（水）　　質問書締切　午後５時まで

令和５年９月２０日（水）　　質問に対する回答

令和５年９月２１日（木）　　企画提案書提出受付開始

令和５年１０月５日（木）　　企画提案書提出締切　午後５時まで

令和５年１０月１２日（木）　プレゼンテーションの実施

令和５年１０月　中　　旬　　選考結果通知

令和５年１０月　下　　旬　　契約締結

令和５年１１月　上　　旬　　引継開始

令和６年　４月　１日（土）　業務開始

４　選定方式

公募型プロポーザル方式により、提案内容及び見積額を総合的に評価し、最も高い評価の者を優先交渉権者として選定、当該優先交渉権者と契約内容について交渉の上、契約締結を行う。なお、優先交渉権者と契約に至らない場合は、次点の者と契約交渉を行う。

提案内容の評価は、病院職員で構成する千葉市立青葉病院院内保育所業務委託契約プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行う。

５　参加資格

（１）応募者の資格要件

ア　令和４・５年度千葉市委託入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められている者（登録業種　大分類：介護・保育、中分類：保育業務）

　　イ　地方自治法施行令(昭和２２政令第１６号)第１６７条の４の規定に該当しない者で、　　　　次のいずれにも該当しないものであること。

　　　　①手形交換所による取引停止処分を受けてから、２年間を経過しない者

②当該入札日前６か月以内に不渡り手形又は不渡り小切手を出した者

③会社更生法(平成１４年法律第１５４号)の厚生手続き開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていない者

④民事再生法(平成１１年法律第２２５号)の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可がなされていない者

⑤千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領(昭和６０年８月１日施行)に基　　　　 づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受け　　　　　 ている者

　　　　⑥千葉市内において、都市計画法(昭和４３年法律第１００号)に違反している者

⑦千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあっては、千葉市税(延滞金を含む) を完納していない者

⑧千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき　　　　 者にあっては、個人住民税の特別徴収を行なっていない者

ウ　平成３０年度から令和４年度までに定員３０人以上の院内保育所業務を１ヵ所以上履行した実績を有する者。

６　参加申込

（１）提出書類

　　ア　参加者資格確認申請書

　　イ　履行実績についての契約書の写し

　　ウ　誓約書

　エ　市税完納及び特別徴収に関する証明書(市内に本店又は営業所を有する場合)

 　 オ　国税、都道府県税及び市町村税の納税証明書等(上記エの提出がない場合)

（２）提出部数　１部

（３）受付期間　令和５年８月１０日（木）～令和５年８月２５日（金）

　　　　　　　　※土曜日・日曜日・祝日・受付時間外（午後５時～午前９時）及び提出　　　　　　　　　期限を過ぎた場合は受け付けない。

（４）提出方法　郵送または持参

（５）提 出 先　千葉市立青葉病院　事務局　総務班

　　　　　　　　住所：〒260-0852 千葉市中央区青葉町1273-2

（６）参加者資格確認結果の通知

　　　令和５年８月２９日（火）に結果を通知する。

　　　なお、確認結果が「可」となった者（以下「参加者」という。）に対し、仕様書等を開示する。

（７）実施要項の内容に不明な点がある場合は、質問書を提出すること。

　　ア　受付期間　令和５年８月１０日（木）～８月１７日（木）午後５時まで

　　イ　提出方法　質問書を電子メールにて千葉市立青葉病院事務局へ提出

　　ウ　回答方法　令和５年８月２２日（火）までに応募申込者に電子メールにて回答する。

７　施設見学

　　希望者に対し個別に実施する。

（１）実施期間　令和５年８月３０日（水）～令和５年９月１日（金）

　　　　　　　　　※実施日時は事務局担当者から連絡する。

（２）申込方法　資格参加確認申請書に見学希望の旨を記載すること。

　　　　　　　　　※見学者は、１社３人までとする。

　　　　　　　　　※記載がない場合は希望しないものとして扱う。

８　質問の受付及び回答

　　本プロポーザルの内容に不明な点がある場合は、所定の様式を用い、質問書を提出すること。

（１）受付期間　令和５年９月６日（水）～令和５年９月１３日（水）午後５時まで

　　　　　　　　　※提出期限を過ぎたものは受け付けない。

（２）提出方法　電子メール

（３）提 出 先　千葉市立青葉病院　事務局　総務班

　　　　　　　　住所：〒260-0852 千葉市中央区青葉町1273-2

　　　　　　　　電子メール：aobabyoin.AMH@city.chiba.lg.jp

（４）回答方法　令和５年９月２０日（水）に参加者全員に電子メールにて回答する。

９　企画提案書の提出

（１）提出書類

　　ア　企画提案書

　　　　・用紙サイズ　Ａ４

 ・用紙の向き　縦型、横書き、左端をホチキス綴じ

　　　　・文字サイズ１１ポイント

　　　　　※提案項目は別途指示する。

　　イ　会社概要（様式任意）

　　ウ　業務責任者（候補）経歴書（様式任意）

　　エ　見積書（様式任意）

　　　　　※内訳として人件費及び管理費等を記載すること。

（２）提出部数　６部（押印のあるもの１部を正本とし、５部は写しとする。）

（３）受付期間　令和５年９月２１日（木）～令和５年１０月５日（木）

　　　　　　　　※土曜日・日曜日・祝日・受付時間外（午後５時～午前９時）及び提出　　　　　　　　　期限を過ぎた場合は受け付けない。

（４）提出方法　郵送または持参

（５）提 出 先　千葉市立青葉病院　事務局　総務班

　　　　　　　　住所：〒260-0852 千葉市中央区青葉町1273-2

１０　プレゼンテーションの実施

（１）実 施 日　令和５年１０月１２日（木）

（２）開催場所　千葉市立青葉病院内会議室（日時は事務局担当者から連絡する。）

（３）出 席 者　１社につき３人以内

　　　　　　　　　※受注した場合の業務責任者（候補）を必ず出席者に含めること。

（４）実施方法

　　ア　プレゼンテーションは提出した企画提案書に基づき実施するが、プロジェクター　　　　の使用も可とする。プロジェクターは、病院で用意するが、パソコン等必要な物は持参すること。

　　イ　プレゼンテーション実施後、質疑応答を行う。プレゼンテーション時間は１５分以内とし、質疑応答を含め１社あたり３０分を持ち時間とする。

１１　審査及び優先交渉権者の選定

（１）優先交渉権者（受注候補者）の選定

　　　企画提案内容及び費用等については、提出書類及びプレゼンテーション等を総合的に審査し、評価点が最も高い参加者を優先交渉権者とし、次に得点の高かったものを次点優先交渉権者とする。

　　　なお、評価点の合計が最も高い提案者が複数あった場合は、以下の順に優先交渉権者を決定する。

　　ア　「保育内容」及び「勤務体制・人材確保」の評価点の合計が高いもの

　　イ　「勤務体制・人材確保」の評価点が高いもの

　　ウ　　ア及びウにおいても決定しない場合は、委員会の議による

（２）審査項目

　合計点数　１００点

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 審査項目 | 審査内容 | 項目ごとの配点 |
| 基本方針 | 基本的な考え方、理念 | 保育所運営にあたっての基本的な考え方、理念が当院の理念と合致するか。院内保育所としての特性・役割を理解した運営方針か | ６ |
| 組織運営 | 連絡体制（平日、休日、夜間） | 発注者への報告・連絡・相談が迅速かつ確実に行われる体制が整備されているか（休日・夜間含む） | １８ |
| 職員の教育・研修 | 職員の教育・研修計画は成果が期待できるものか |
| 個人情報の保護等 | 個人情報の保護等、情報管理に対する取組内容は適切か |
| 保護者の意見の反映 | 保護者の意見を反映させるための取り組みは効果が期待できるか |
| 評価・改善の仕組み | 定期的に保育の自己評価を行い、業務にフィードバックする仕組みを整備しているか |
| 保育の質の向上のための取り組み | その他、保育の質の向上のための取り組みを積極的に行っているか |
| 安全・衛生・健康管理 | 事故や犯罪の防止 | 事故や犯罪防止のための取り組みは児童の安全確保に高い効果が期待できるか | １２ |
| 事故や災害発生時の対応 | 事故や災害の発生時及び不審者の侵入時などへの対応は、適切かつ実効性の高いものか |
| 保育環境整備 | 児童の安全・衛生を考慮した保育環境の整備が期待できるか |
| 職員の健康管理 | 職員の健康管理が効果的に行われることが期待できるか |
| 保育内容 | 保育指導計画 | 児童の発達段階に応じた保育指導計画になっているか | ２７ |
| 年間行事計画 | 年間行事計画は保護者や児童にとって魅力的かつ適切な内容か |
| １日の保育の流れ | １日の保育の流れは児童の習慣や社会性の構築、心身の発達に効果が期待できる内容か |
| 夜間保育への取り組み | 夜間保育は児童の生活リズムを考慮した適切な内容か |
| アレルギー児への対応 | 給食委託業者と連携したアレルギー児への対応・考え方が適切か |
| 体調不良児への対応 | 体調不良児への対応・考え方が適切か |
| 感染症への対応 | 感染症への対応・考え方が適切か |
| 児童の保育記録 | 児童の発達状況等を記録し、関係者で共有できるような体制を構築しているか |
| 勤務体制・人材確保 | 人員配置計画 | 業務実施に十分な人数の人員配置が期待できるか | ２１ |
| 保育士の経験 | 十分な経験を有した保育士の配置が期待できるか |
| 人材確保 | 人材確保が効果的に行われる体制を有しているか |
| 災害等の受け入れ体制 | 災害等の緊急時にも柔軟な児童の受け入れが期待できるか |
| 運営実績 | 類似施設の運営実績 | 類似施設（定員３０人以上）の運営実績は十分か | １６ |

（３）審査結果の通知

　　ア　審査結果は、参加者全員に対し、令和５年１０月中旬に通知する。

　　イ　審査結果に対する問い合わせ、異議申し立て等には一切応じない。

（４）失格事由

　　　次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、失格とする。

　　ア　提出期限、提出先、提出方法等に係る本要項の規定を満たしていない場合

　　イ　見積金額が委託金額の上限を超えている場合

ウ　仕様書の内容を満たしていない場合

　　エ　提出書類に虚偽の記載があった場合

　　オ　審査の公平性を害する行為や信義に反する行為があった場合

１２　 契約方法

（１）優先交渉権者と詳細な業務内容及び契約条件について協議し、合意した後に、予算の範囲内で随意契約により契約締結する。

（２）前項の協議が不成立等の場合は、順次、次点者以下の参加者と交渉を行う。

（３）優先交渉権者が千葉市契約規則第２９条各号に該当しない場合は、同第２８条に定める契約金額の１００分の１０以上の金額または同２８条の２に定める契約保証金に代わる担保を納めること。なお、契約保証金は、同２９条の２により、契約を履行し、かつ、検査が終了した後に還付する。

１３　その他留意事項

（１）本プロポーザルに関して、参加者が必要とする費用は、すべて参加者の負担とする。

（２）書類提出後の修正・変更は認めない。

（３）提出された書類等は返却しない。

（４）提案は１参加者につき１提案とする。

（５）参加者に対して、他の参加者名は公開しない。

（６）参加者が１社の場合であっても審査を実施する。ただし、参加者がいない場合は、本プロポーザルを中止する。

（７）審査の結果、提案内容が一定の水準を満たさないと判断された場合は、採用しない。

（８）提出書類は、千葉市情報公開条例（平成１２年市条例５２号）の規定に基づき開示請求されたときは、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とする。ただし、選定期間中は、同条例第７条第１項第６号の規定に基づき、開示の対象としない。

１４　担当事務部門及び連絡先

　　　千葉市青葉病院　事務局　総務班

　　　住所：〒260-0852 千葉市中央区青葉町1273-2

　　　電話：043-227-1131(代)　FAX：043-227-2022

　　　受付時間：午前9時　～ 午後5時

 　　電子メール：aobabyoin.AMH@city.chiba.lg.jp